

令和 5 年度 福岡地方最低賃金審議会
第 2 回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

資料No. 1	令和 5 年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿	1
資料No.2-1	都道府県別特定最低賃金額（輸送用機械器具製造業関係）	3
資料No.2-2	最低賃金時間額の全国加重平均額	5
資料No. 3	令和 5 年度特定最低賃金改正決定申出状況 （輸送用機械器具製造業）	7
資料No.4-1	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （輸送用機械器具製造業：労働者側） 【令和 5 年 8 月 2 2 日：第 5 回本審資料】	1 1
資料No.4-2	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書 （輸送用機械器具製造業：使用者側） 【令和 5 年 8 月 2 2 日：第 5 回本審資料】	1 3
資料No. 5	令和 5 年 福岡県賃金実態調査結果 （輸送用機械器具製造業）	1 5

令和5年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(五十音順) (令和5年9月11日任命)

種別	氏名	現職
公益代表委員	おおつぼ <small>みのる</small> 大坪 稔	九州大学大学院 経済学研究院 教授
	○ <small>つる</small> <small>りえ</small> 鶴 利絵	弁護士
	◎ <small>なかの</small> <small>ゆみこ</small> 中野 由美子	社会保険労務士
労働者代表委員	<small>なかの</small> <small>けいすけ</small> 中野 敬介	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
	<small>にしむら</small> <small>わたる</small> 西村 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 本部長
	<small>はまさき</small> <small>たけひろ</small> 濱崎 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記長
使用者代表委員	<small>おだ</small> <small>のりかず</small> 小田 礼一	日産自動車九州株式会社 人事渉外部 人事課長
	<small>つぼね</small> <small>けんたろう</small> 坪根 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	<small>よしおか</small> <small>ひでき</small> 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

令和4年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(輸送用機械)

(令和4年度特定最賃額順)

番号	都道府県名		最低賃金の名称	R3年度 特定最賃額	R4年度 特定最賃額	引上額	引上率	県最賃 引上額	県最賃 額 R4	県最賃 額との 差額	県最賃 額との 比率
1	兵庫	B	輸 送 機 械	1002	1,034	32	3.19%	32	960	74	107.7%
2	大阪	A	一般機械・輸送機械	997	1,028	31	3.11%	31	1023	5	100.5%
3	埼玉	A	輸 送 機 械	990	1,013	23	2.32%	31	987	26	102.6%
4	大阪	A	輸 送 機 械 (自)	998	998	0	0.00%	31	1023	-25	97.6%
5	愛知	A	輸 送 機 械	976	997	21	2.15%	31	986	11	101.1%
6	静岡	B	一般機械・輸送機械	970	995	25	2.58%	31	944	51	105.4%
7	京都	B	輸 送 機 械	968	993	25	2.58%	31	968	25	102.6%
8	三重	B	輸 送 機 械	962	987	25	2.60%	31	933	54	105.8%
9	福岡	B	輸 送 機 械	957	987	30	3.13%	30	900	87	109.7%
10	山口	B	輸 送 機 械	965	985	20	2.07%	31	888	97	110.9%
11	滋賀	B	輸 送 機 械	957	981	24	2.51%	31	927	54	105.8%
12	栃木	B	輸 送 機 械	947	978	31	3.27%	31	913	65	107.1%
13	岐阜	B	輸 送 機 械 (自)	951	972	21	2.21%	30	910	62	106.8%
14	石川	B	輸 送 機 械	946	971	25	2.64%	30	891	80	109.0%
15	群馬	B	輸 送 機 械	935	965	30	3.21%	30	895	70	107.8%
16	広島	B	輸 送 機 械 (自)	938	964	26	2.77%	31	930	34	103.7%
17	山梨	B	輸 送 機 械	938	961	23	2.45%	32	898	63	107.0%
18	富山	B	一般機械・輸送機械	934	960	26	2.78%	31	908	52	105.7%
19	岡山	B	輸 送 機 械 (自)	936	956	20	2.14%	30	892	64	107.2%
20	長野	B	一般機械・輸送機械	927	956	29	3.13%	31	908	48	105.3%
21	島根	B	輸 送 機 械	919	951	32	3.48%	33	857	94	111.0%
22	北海道	B	輸 送 機 械	917	948	31	3.38%	31	920	28	103.0%
23	秋田	C	輸 送 機 械	907	938	31	3.42%	31	853	85	110.0%
24	熊本	C	輸 送 機 械	902	931	29	3.22%	32	853	78	109.1%
25	山形	B	輸 送 機 械	888	919	31	3.49%	32	854	65	107.6%
26	大分	C	輸 送 機 械 (自 ・ 船)	894	916	22	2.46%	32	854	62	107.3%
27	福島	B	輸 送 機 械	890	916	26	2.92%	30	858	58	106.8%
28	神奈川	A	輸 送 機 械	855	855	0	0.00%	31	1071	-216	79.8%
29	東京	A	輸 送 機 械	838	838	0	0.00%	31	1072	-234	78.2%

最低賃金時間額の全国加重平均額

(令和5年3月末現在)

		年度	令和4年度	(参考：令和3年度)
事項別			円 (件)	円 (件)
地域別最低賃金			961 (47)	930 (47)
対前年度上昇率(%)			3.33	3.10
特定最低賃金	新産業別最低賃金	製造業		
		食料品・飲料製造業関係	829 (7)	815 (7)
		繊維工業関係	798 (5)	799 (5)
		木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845 (2)	838 (2)
		印刷・同関連産業関係	850 (1)	792 (2)
		塗料製造業関係	988 (4)	972 (4)
		ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	938 (4)	915 (4)
		鉄鋼業関係	999 (20)	975 (20)
		非鉄金属製造業関係	901 (9)	889 (9)
		金属製品製造業関係	937 (4)	922 (4)
		一般機械器具製造業関係	956 (25)	935 (25)
		精密機械器具製造業関係	939 (7)	920 (7)
	電気機械器具製造業等関係	930 (45)	908 (45)	
	輸送用機械器具製造業関係	972 (33)	951 (33)	
	小計	952 (168)	930 (169)	
	非製造業			
	新聞・出版業関係	879 (1)	853 (1)	
	各種商品小売業関係	849 (30)	845 (30)	
自動車小売業関係	923 (23)	907 (23)		
自動車整備業関係	923 (1)	892 (1)		
道路貨物自動車運送業関係	910 (1)	910 (1)		
小計	887 (56)	877 (56)		
合計	943 (224)	923 (225)		
対前年度上昇率(%)		2.17	1.88	
旧産業別最低賃金		816 (1)	816 (1)	
総合計		942 (225)	922 (226)	

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金（地域別最低賃金を下回るものを含む。）の全国加重平均時間額であり、（）内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 (厚生労働大臣決定)	5,772 (1)	5,772 (1)

令和5年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B) / (A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C) / (D)
			労働 協約	公正 競争							
令和5年6月23日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,970 人	3,095 人	44.4%	1,131 円	1,010 円	121 円	112.0%
令和5年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		22,080 人	9,712 人	44.0%	1,047 円	977 円	70 円	107.2%
令和5年6月29日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治	○		22,490 人	14,925 人	66.4%	1,046 円	987 円	59 円	106.0%
令和5年6月26日	福岡県百貨店、総合スーパー	U Aゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		15,000 人	8,529 人	56.9%	945 円	900 円 (県最賃額)	45 円	105.0%
令和5年6月30日	福岡県自動車（新車）小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸	○		9,560 人	7,204 人	75.4%	1,035 円	987 円	48 円	104.9%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入

令和5年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】 輸送用機械器具製造業

令和5年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和5年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和5年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定 最低賃金 (時間額) 令和3年度
使用者（事業場）	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月13日	8,488 名	¥1,067	¥1,017	¥993
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月9日	3,818 名	¥1,063	-	-
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	311 名	¥1,107	¥1,038	¥1,021
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月1日	170 名	¥1,108	¥1,054	¥1,054
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月7日	1,145 名	¥1,046	-	¥978
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和5年6月1日	1033 名	¥1,057	¥1,057	¥1,017
合計			14,965 名	最低： ¥1,046	最低： ¥1,005	最低： ¥966

2023年 6月29日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

自動車総連福岡地方協議会
議長 村上 浩治

申 請 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 22,490名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 14,925名（66.36%）

福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

22,490人

（最も低い）労働協約の金額 = 8,367円/日、1,046円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 987円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し

②申請代表者に対する委任状

③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

昨年の成果と課題

昨今のロシア・ウクライナ問題をはじめとした地政学的リスクに対する懸念や、長引く半導体供給不足などにより、生産活動が低迷する中、賃金の引き上げには難易度が高いとしていたが、物価上昇への対応含め、産業の持続的な成長に向けて2022年度は30円の引き上げとなった。

一方で特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数の向こう三年間の推移をみると、適用使用者数が増加しているにも関わらず、適用労働者数が減少しているのは5産別中、輸送用機械器具製造業のみであり、他産別の魅力が向上する半面、自産業に対する魅力が低下していると危惧しており、企業の魅力を示す指標の中で最も関心の高い賃金の改正決定が必要性であると考えている。

また2023年闘争では、金属産業において賃上げの獲得が中小を含め、大幅に増加し、近年にない高い賃上げを実現しているものの、産業内での賃金格差は大きく、産業全体の底上げの足枷になっていると考えている。

自動車産業の持続的な成長や魅力あるものにするためにも、産業全体の底上げを図り、かつ、その成果を未組織労働者や非正規雇用で働く労働者の賃上げに確実に波及させ、人材の確保・定着を図ることで、産業の競争力を高めるという好循環サイクルの構築を目指していかなければならないと考えている。

賃上げの動向、及び自動車産業の状況

2023年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」、及び経団連が参加する「新しい資本主義実現会議」にて地域別最低賃金を全国加重平均で1,000円の達成を求めていくとしている。これが実現すれば地域別最低賃金が、全国加重平均で39円以上に引き上げられることになり、金属産業では半数近くの特定最賃が一旦、地域別最賃と同額または下回る事が想定されている。

また自動車産業における2023年総合生活改善の取り組みにおいては、過去から9年継続して自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図ってきており、自動車総連の賃金改善分獲得状況においては、企業別規模で299人以下の組合の賃上げ額獲得組合の比率は前年同時期を17.1ポイント上回る73.3%となった。この成果は中小企業を含めて賃上げ獲得の裾野を拡大することができ、賃上げ獲得組合の賃上げ平均については5,424円と近年にない高い水準となった。

企業内最低賃金についても、大手労組を中心とした集計対象組合では、平均7,740円引き上げ、引き上げ後の水準は177,786円となっている。また高卒初任給では集計対象組合平均で8,161円の引き上げ、初任給平均が182,895円となった。昨年4月以降の物価上昇が働く者の生活への影響を踏まえ、企業内最低賃金、地域別最低賃金ともに高い水準となっており、特定最低賃金についても魅力ある水準へと引き上げていく必要がある

特定最賃の必要性

特定最低賃金は、組織労働者の賃上げや企業内最低賃金協定を未組織労働者に波及させ、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く労働者の賃金の格差を是正することや、適正な賃金の引き上げを促すことにより、産業内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な成長を促すことを目指す制度である。この制度の役割・機能を果たすことによって、産業の魅力を向上し、人材の確保・定着を図ることで、産業の競争力を高めることにもつながっていくと考えている。また地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全な発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい魅力ある水準へ引き上げなければならないと考えており、本年においても昨年に引き続き、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求める。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

■改定及び引き上げ水準については、昨年に引き続き、足下の上昇トレンドと中期的な環境・課題を見極めながら、より慎重な『労使の話し合い』が必要と考える。

(1)輸送用機械器具製造を取り巻く環境

▽輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、BEV化(電動化)と言われる電気自動車への産業構造の転換等に向けて、この数年急速に変革期に入っている。一方、同タイミングで2020年以降世界的な新型コロナウイルス禍に入り、その最中にウクライナ戦争がはじまり、中国上海ロックダウン等に伴う、部品調達難や半導体等不足、食料・エネルギー危機、原材料価格・物価は高騰、自然災害などリスクにさらされながら、販売台数の低下及び生産の非稼働等を余儀なくされた。自動車大手7社の直近22年度の世界販売台数は、23,346千台(19年度比▲12%)と20年度から3年連続して下降が続いた。23年度見込みは、26,143千台と回復が見込まれるものの、依然19年度レベルは超えられない見込みである(19年度比▲1%)。地元九州の自動車生産台数も、22年度121万台、21年度105万台、20年度124万台、いずれも19年度の141万台に比べ、低レベルが続いた。23年度は、新型コロナウイルスの感染症上の扱いが季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、社会経済活動も回復傾向、部品・半導体等の不足も解消傾向であり、生産台数の積み上げを期待したい。一方、重要市場である中国、北米等の年後半期の景気動向が不安視されており、販売・生産減のリスクは見ておかねばならない。世界全体の経済成長率も23年度は2.1%見込みであり、22年度(3.1%)より減速傾向である。

▽九州の鉱工業指数に目を移すと、22年度103.2、直近23年6月も108.0と100以上を保っており、90台であった20～21年度以降、上向いている。有効求人倍率(福岡県)も、1年前の22年6月1.16倍から、23年2～4月には1.3倍まで上昇、直近6月も1.23倍と高い伸び率であった。他方、南九州エリア等では、半導体メーカー等の進出等での雇用情勢が活性化しており、1.4倍超の県もあり、26年までに半導体関連にて九州にて5,000人規模の新規採用も想定されるなど、今後の福岡県の製造業・自動車産業としても雇用・採用面の注視が必要である。職業別においては、福岡の製造業(生産工程の職業)は、23年6月の求人7,500人に対し求職3,500人、倍率2.14。他方事務的職業は、求人13,000人に対し求人24,000人、倍率0.43であり、製造業離れ・人手不足が否めないことも注視したい。

▽九州・福岡の自動車産業は、中長期的には、海外市場拡大(アジア・アフリカ等)の需要拡大やBEV化における電池等の事業拡張等の可能性もあり、成長の機会は多々あると展望される。一方で、そのBEV化への研究開発費や設備投資、投資負担は拡大が必須である。BEV化を福岡・九州から展開していくためにも、既存のガソリン車やハイブリッド車の生産・収益・コスト競争力の強化、固定費を含めたシビアな原価低減の努力が一層必要である。

▽この3年の輸送機械器具製造業の特定最賃は、『R2年(±0円)、R3年(+13円)、R4年(+30円:地方最賃同額)』にて987円となった(地方最賃+87円の高水準)。他県と比較しても、自動車主要県である愛知997円に10円差まで近接した(愛知との差は、10年前35円あったが、福岡のレベルが安価な労働力とは言えなくなったと評価する)。

▽今年の審議も、物価高騰、実質賃金低下等を背景に、大幅な改定提案もあるかと想定するが、福岡県特定最賃レベルの既優位性も鑑みつつ、他産業や他地域とのレベル感や雇用・採用情勢の観点、また働き方改革の進捗や就労環境の改善等も含め、労使での広く意見交換しながら話し合い、総合的に慎重な審議・判断が必要と考えます。

(2)特定最低賃金の水準について

▽下記①～③等を踏まえ、労使で慎重に審議すべきと考える。

① 他都道府県との対比(令和4年度) *輸送機械器具製造業28県

・[福岡県] 特定987円、地域別900円=『差額+87円、差率109.7%』

・[28県平均] 特定971円、地域別909円=『差額+62円、差率107.0%』

⇒福岡県は28県中、差額(5位)・差率(5位)と上位

② 消費者物価指数との対比(R2年=100)

福岡市:104.1 北九州市:104.8(R5年6月)⇔特定最賃:104.6(R4年11月)

福岡市:101.4 北九州市:101.9(R4年6月)⇔特定最賃:101.3(R4年1月)

③ 福岡県製造業平均賃上げ率との対比(過去3年)

平均賃上げ(R5年6月):3.10% ⇔ 特定最賃(R4年1月):3.13%

平均賃上げ(R4年4月):2.27% ⇔ 特定最賃(R4年1月):1.01%

平均賃上げ(R3年4月):1.83% ⇔ 特定最賃(R2年12月):0% 以上

令和5年
最低賃金に関する基礎調査結果
(輸送用機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部賃金室

目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（輸送用機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和5年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	7
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	10
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	11
6	最低賃金に関する基礎調査票	13

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E31（輸送用機械器具製造業） 常用労働者100人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

ただし、E313（船舶製造・修理業、船舶用機関製造業）、E3191（自転車・同部分品製造業）を除く。

4 調査対象期間及び労働者

令和5年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

5 調査方法及び調査票の集計方法

調査は146事業所に対して通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」の88事業所分についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

なお、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模・地区別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別、規模別及び1時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 規模別・事業所数及び労働者数（特定最低賃金適用除外者を含む）

規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
169	4,273	67	276	37	694	65	3,303

※ 表中の事業所数は「事業所母集団データベース（令和3年次フレーム）」に基づく母集団数である。

日本標準産業分類
(輸送用機械器具製造業関係)

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

主として各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

3112 自動車車体・附随車製造業

主として乗用車,トラック,バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

3113 自動車部分品附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが,自動車完成品を製造しない事業所をいう。

312 鉄道車両・同部分品製造業

3121 鉄道車両製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車,電車,気動車,客車及び貨車並びに特殊鉄道の用に供する車両の製造,修理又は改造を行う事業所をいう。

3122 鉄道車両用部分品製造業

主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

314 航空機・同附属品製造業

3141 航空機製造業

主として飛行機,滑空機,飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。

3142 航空機用原動機製造業

主として航空原動機及びその部分品を製造するが,完成航空機の製造若しくは組立てを

行わない事業所をいう。

3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置を製造するが,完成航空機の組立てを行わない事業所をいう。

315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック及び同部分品,附属品を製造する事業所をいう。

3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主として他に分類されない構内を走行する運搬車両及び同部分品,附属品を製造する事業所をいう。

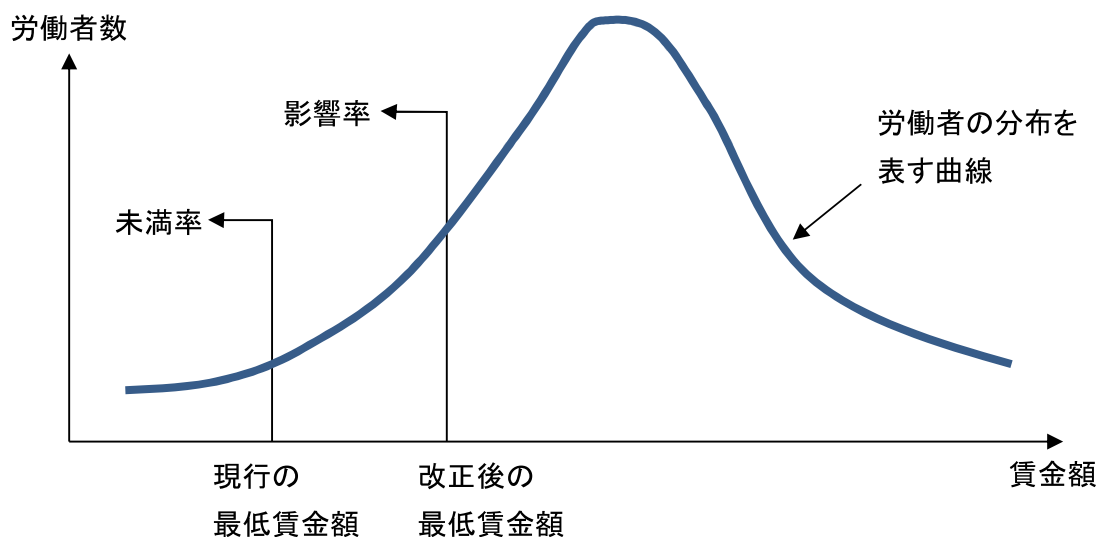
319 その他の輸送用機械器具製造業

3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物(荷牛馬車,馬車,そり,小形そり)及びその部分品,人力車,リヤカーのような他に分類されない輸送車両及び部分品を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ（数値）を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1（=5%）の順位（位置）にある数値

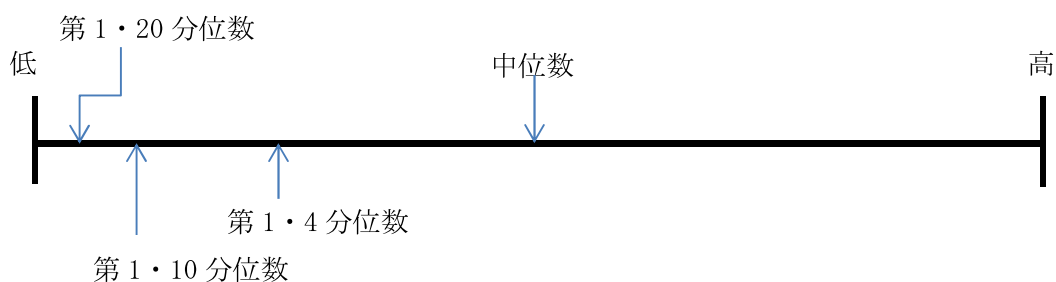
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1（=10%）の順位（位置）、4分の1（=25%）の順位（位置）にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1（=50%）の順位（位置）にある数値



すべての対象データを小さい順（低い方から高い方）に横に並べたイメージ図

令和5年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～976	430	10.7	10.7	177	4.9	4.9	254	64.3	64.3
977	6	0.2	10.9	6	0.2	5.0	0	0.0	64.3
978	6	0.1	11.0	6	0.2	5.2	0	0.0	64.3
979	17	0.4	11.5	14	0.4	5.6	4	0.9	65.2
980	9	0.2	11.7	3	0.1	5.7	6	1.5	66.6
981	3	0.1	11.7	3	0.1	5.8	0	0.0	66.6
982	3	0.1	11.8	3	0.1	5.8	0	0.0	66.6
983	3	0.1	11.9	3	0.1	5.9	0	0.0	66.6
984	0	0.0	11.9	0	0.0	5.9	0	0.0	66.6
985	0	0.0	11.9	0	0.0	5.9	0	0.0	66.6
986	3	0.1	12.0	3	0.1	6.0	0	0.0	66.6
987	93	2.3	14.3	78	2.2	8.2	15	3.7	70.4
988	0	0.0	14.3	0	0.0	8.2	0	0.0	70.4
989	5	0.1	14.4	5	0.2	8.3	0	0.0	70.4
990	6	0.1	14.6	3	0.1	8.4	3	0.6	71.0
991	0	0.0	14.6	0	0.0	8.4	0	0.0	71.0
992	3	0.1	14.7	0	0.0	8.4	3	0.8	71.8
993	6	0.1	14.8	6	0.2	8.6	0	0.0	71.8
994	36	0.9	15.7	35	1.0	9.5	1	0.3	72.1
995	18	0.5	16.1	6	0.2	9.7	12	3.1	75.3
996	3	0.1	16.2	3	0.1	9.8	0	0.0	75.3
997	6	0.2	16.4	6	0.2	10.0	0	0.0	75.3
998	8	0.2	16.6	5	0.1	10.1	3	0.8	76.0
999	0	0.0	16.6	0	0.0	10.1	0	0.0	76.0
1,000	49	1.2	17.8	37	1.0	11.1	13	3.2	79.2
1,001	0	0.0	17.8	0	0.0	11.1	0	0.0	79.2
1,002	3	0.1	17.9	3	0.1	11.2	0	0.0	79.2
1,003	6	0.2	18.0	6	0.2	11.4	0	0.0	79.2
1,004	3	0.1	18.1	3	0.1	11.4	0	0.0	79.2
1,005	19	0.5	18.6	16	0.5	11.9	3	0.8	80.0
1,006	0	0.0	18.6	0	0.0	11.9	0	0.0	80.0
1,007	9	0.2	18.8	9	0.3	12.1	0	0.0	80.0
1,008	7	0.2	19.0	3	0.1	12.2	4	0.9	80.9
1,009	9	0.2	19.2	9	0.2	12.5	0	0.0	80.9
1,010	6	0.2	19.4	0	0.0	12.5	6	1.6	82.4
1,011	5	0.1	19.5	0	0.0	12.5	5	1.2	83.6
1,012	3	0.1	19.6	3	0.1	12.6	0	0.0	83.6
1,013	11	0.3	19.8	11	0.3	12.9	0	0.0	83.6
1,014	0	0.0	19.8	0	0.0	12.9	0	0.0	83.6
1,015	6	0.2	20.0	3	0.1	13.0	3	0.8	84.4
1,016	6	0.2	20.1	6	0.2	13.1	0	0.0	84.4
1,017	6	0.1	20.3	6	0.2	13.3	0	0.0	84.4

令和5年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,018	0	0.0	20.3	0	0.0	13.3	0	0.0	84.4
1,019	0	0.0	20.3	0	0.0	13.3	0	0.0	84.4
1,020	3	0.1	20.4	3	0.1	13.4	0	0.0	84.4
1,021	2	0.1	20.4	2	0.1	13.4	0	0.0	84.4
1,022	9	0.2	20.7	9	0.2	13.7	0	0.0	84.4
1,023	0	0.0	20.7	0	0.0	13.7	0	0.0	84.4
1,024	0	0.0	20.7	0	0.0	13.7	0	0.0	84.4
1,025	0	0.0	20.7	0	0.0	13.7	0	0.0	84.4
1,026	0	0.0	20.7	0	0.0	13.7	0	0.0	84.4
1,027	9	0.2	20.9	9	0.2	13.9	0	0.0	84.4
1,028	0	0.0	20.9	0	0.0	13.9	0	0.0	84.4
1,029	2	0.1	20.9	2	0.1	14.0	0	0.0	84.4
1,030	1	0.0	21.0	1	0.0	14.0	0	0.0	84.4
1,031	6	0.1	21.1	6	0.2	14.2	0	0.0	84.4
1,032	5	0.1	21.2	5	0.1	14.3	0	0.0	84.4
1,033	4	0.1	21.3	4	0.1	14.5	0	0.0	84.4
1,034	3	0.1	21.4	0	0.0	14.5	3	0.8	85.2
1,035	6	0.2	21.6	6	0.2	14.6	0	0.0	85.2
1,036	3	0.1	21.7	3	0.1	14.7	0	0.0	85.2
1,037	6	0.2	21.8	3	0.1	14.8	3	0.8	86.0
1,038	4	0.1	21.9	4	0.1	14.9	0	0.0	86.0
1,039	3	0.1	22.0	3	0.1	15.0	0	0.0	86.0
1,040	7	0.2	22.2	7	0.2	15.2	0	0.0	86.0
1,041	3	0.1	22.2	3	0.1	15.3	0	0.0	86.0
1,042	2	0.1	22.3	2	0.1	15.3	0	0.0	86.0
1,043	4	0.1	22.4	4	0.1	15.5	0	0.0	86.0
1,044	0	0.0	22.4	0	0.0	15.5	0	0.0	86.0
1,045	42	1.0	23.4	42	1.2	16.6	0	0.0	86.0
1,046	7	0.2	23.6	7	0.2	16.8	0	0.0	86.0
1,047 ~ 1,049	24	0.6	24.2	24	0.7	17.5	0	0.0	86.0
1,050 ~ 1,059	87	2.2	26.4	74	2.1	19.5	13	3.2	89.2
1,060 ~ 1,069	16	0.4	26.8	16	0.5	20.0	0	0.0	89.2
1,070 ~ 1,079	32	0.8	27.6	32	0.9	20.9	0	0.0	89.2
1,080 ~ 1,089	43	1.1	28.7	43	1.2	22.0	0	0.0	89.2
1,090 ~ 1,099	72	1.8	30.4	66	1.8	23.9	6	1.5	90.7
1,100 ~ 1,199	420	10.5	40.9	411	11.4	35.2	9	2.3	93.0
1,200 ~ 1,299	394	9.8	50.7	383	10.6	45.8	11	2.7	95.7
1,300 ~ 1,399	434	10.8	61.5	431	11.9	57.7	3	0.8	96.5
1,400 ~ 1,499	355	8.8	70.4	352	9.7	67.5	3	0.8	97.2
1,500 ~	1,189	29.6	100.0	1,178	32.5	100.0	11	2.8	100.0
計	4,013	100.0		3,619	100.0		395	100.0	

令和5年 就業形態別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
月平均賃金額	234,402	\		246,654	\		122,108	\	
月一人当たり労働時間数	166			171			121		
第1・20分位数	930			977			900		
第1・10分位数	968			998			900		
第1・4分位数	1,050			1,108			910		
中位数	1,295			1,326			950		
時間当たり平均額	1,400			1,444			995		

令和5年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～976	14	5.8	5.8	103	16.3	16.3	314	10.0	10.0
977	0	0.0	5.8	0	0.0	16.3	6	0.2	10.2
978	0	0.0	5.8	0	0.0	16.3	6	0.2	10.4
979	1	0.6	6.3	4	0.6	16.9	12	0.4	10.8
980	2	0.9	7.3	4	0.6	17.4	3	0.1	10.9
981	0	0.0	7.3	0	0.0	17.4	3	0.1	11.0
982	0	0.0	7.3	0	0.0	17.4	3	0.1	11.1
983	0	0.0	7.3	0	0.0	17.4	3	0.1	11.1
984	0	0.0	7.3	0	0.0	17.4	0	0.0	11.1
985	0	0.0	7.3	0	0.0	17.4	0	0.0	11.1
986	0	0.0	7.3	1	0.2	17.6	2	0.1	11.2
987	1	0.6	7.8	4	0.6	18.2	88	2.8	14.0
988	0	0.0	7.8	0	0.0	18.2	0	0.0	14.0
989	0	0.0	7.8	0	0.0	18.2	5	0.2	14.2
990	0	0.0	7.8	3	0.4	18.6	3	0.1	14.3
991	0	0.0	7.8	0	0.0	18.6	0	0.0	14.3
992	0	0.0	7.8	0	0.0	18.6	3	0.1	14.4
993	0	0.0	7.8	3	0.4	19.0	3	0.1	14.5
994	1	0.5	8.3	0	0.0	19.0	35	1.1	15.6
995	0	0.0	8.3	0	0.0	19.0	18	0.6	16.2
996	0	0.0	8.3	0	0.0	19.0	3	0.1	16.3
997	0	0.0	8.3	0	0.0	19.0	6	0.2	16.5
998	0	0.0	8.3	5	0.8	19.8	3	0.1	16.6
999	0	0.0	8.3	0	0.0	19.8	0	0.0	16.6
1,000	3	1.0	9.4	10	1.6	21.4	36	1.2	17.7
1,001	0	0.0	9.4	0	0.0	21.4	0	0.0	17.7
1,002	0	0.0	9.4	0	0.0	21.4	3	0.1	17.8
1,003	0	0.0	9.4	0	0.0	21.4	6	0.2	18.0
1,004	0	0.0	9.4	0	0.0	21.4	3	0.1	18.1
1,005	0	0.0	9.4	0	0.0	21.4	19	0.6	18.7
1,006	0	0.0	9.4	0	0.0	21.4	0	0.0	18.7
1,007	0	0.0	9.4	0	0.0	21.4	9	0.3	19.0
1,008	0	0.0	9.4	4	0.6	22.0	3	0.1	19.1
1,009	0	0.0	9.4	0	0.0	22.0	9	0.3	19.4
1,010	0	0.0	9.4	0	0.0	22.0	6	0.2	19.6
1,011	1	0.5	9.9	4	0.6	22.5	0	0.0	19.6
1,012	0	0.0	9.9	0	0.0	22.5	3	0.1	19.7
1,013	0	0.0	9.9	4	0.6	23.1	8	0.2	20.0
1,014	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	20.0
1,015	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	6	0.2	20.2
1,016	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	6	0.2	20.3
1,017	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	6	0.2	20.5

令和5年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
1,018	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	20.5
1,019	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	20.5
1,020	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	3	0.1	20.6
1,021	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	2	0.1	20.7
1,022	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	9	0.3	21.0
1,023	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	21.0
1,024	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	21.0
1,025	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	21.0
1,026	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	21.0
1,027	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	9	0.3	21.3
1,028	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	0	0.0	21.3
1,029	0	0.0	9.9	0	0.0	23.1	2	0.1	21.4
1,030	1	0.5	10.4	0	0.0	23.1	0	0.0	21.4
1,031	0	0.0	10.4	0	0.0	23.1	6	0.2	21.6
1,032	0	0.0	10.4	3	0.4	23.5	2	0.1	21.6
1,033	1	0.5	11.0	0	0.0	23.5	3	0.1	21.7
1,034	0	0.0	11.0	3	0.5	24.0	0	0.0	21.7
1,035	0	0.0	11.0	0	0.0	24.0	6	0.2	21.9
1,036	0	0.0	11.0	0	0.0	24.0	3	0.1	22.0
1,037	0	0.0	11.0	3	0.5	24.5	3	0.1	22.1
1,038	1	0.6	11.5	0	0.0	24.5	3	0.1	22.2
1,039	0	0.0	11.5	0	0.0	24.5	3	0.1	22.3
1,040	0	0.0	11.5	4	0.6	25.0	3	0.1	22.4
1,041	0	0.0	11.5	0	0.0	25.0	3	0.1	22.5
1,042	0	0.0	11.5	0	0.0	25.0	2	0.1	22.6
1,043	0	0.0	11.5	1	0.2	25.2	3	0.1	22.7
1,044	0	0.0	11.5	0	0.0	25.2	0	0.0	22.7
1,045	0	0.0	11.5	0	0.0	25.2	42	1.3	24.0
1,046	0	0.0	11.5	4	0.6	25.8	3	0.1	24.1
1,047 ~ 1,049	0	0.0	11.5	3	0.5	26.2	21	0.7	24.8
1,050 ~ 1,059	7	2.7	14.3	16	2.6	28.8	64	2.0	26.8
1,060 ~ 1,069	1	0.6	14.8	0	0.0	28.8	15	0.5	27.3
1,070 ~ 1,079	0	0.0	14.8	0	0.0	28.8	32	1.0	28.3
1,080 ~ 1,089	1	0.6	15.4	6	1.0	29.8	35	1.1	29.5
1,090 ~ 1,099	3	1.1	16.5	3	0.5	30.3	66	2.1	31.6
1,100 ~ 1,199	30	12.3	28.8	22	3.6	33.8	367	11.7	43.3
1,200 ~ 1,299	30	12.1	40.9	59	9.4	43.2	305	9.7	53.0
1,300 ~ 1,399	26	10.4	51.4	81	12.9	56.1	328	10.4	63.4
1,400 ~ 1,499	15	6.1	57.4	58	9.3	65.3	282	9.0	72.4
1,500 ~	104	42.6	100.0	218	34.7	100.0	866	27.6	100.0
計	244	100.0		630	100.0		3,139	100.0	

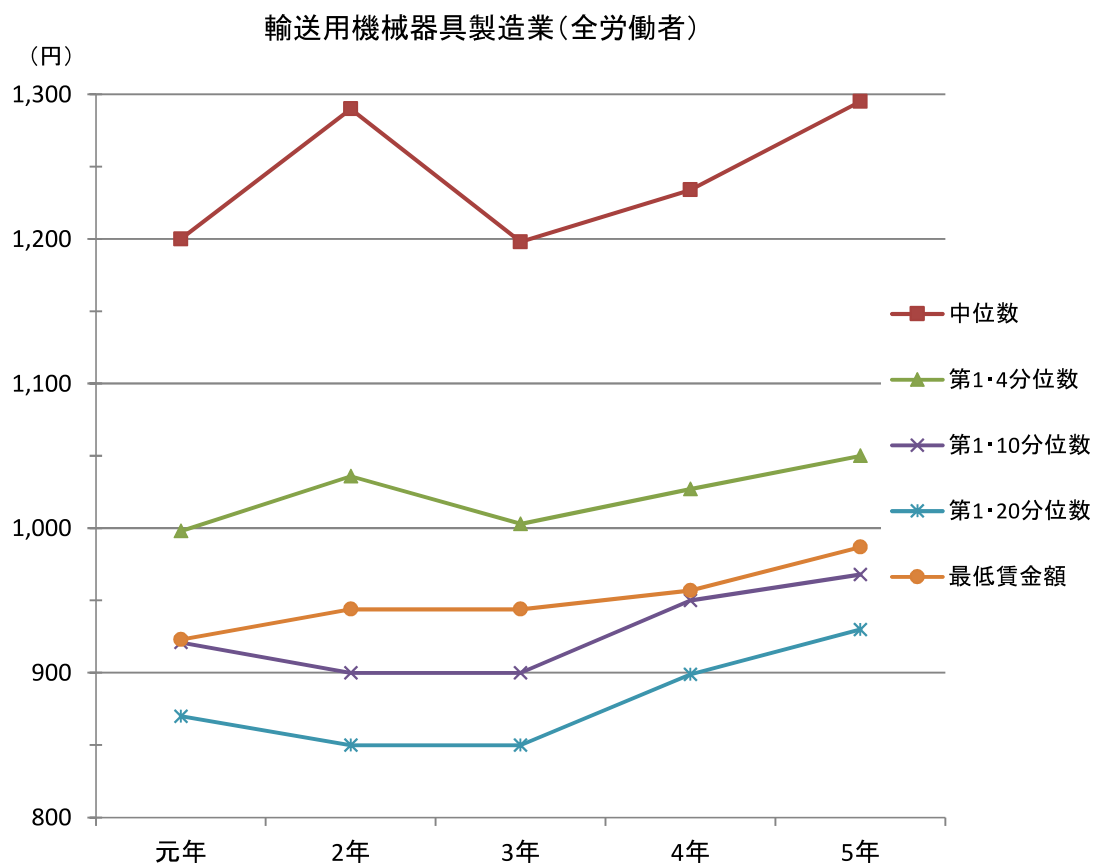
令和5年 規模別・賃金額階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人規模			10～29人規模			30～99人規模		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
月平均賃金額	261,353	/		229,676	/		233,251	/	
月一人当たり労働時間数	163			160			168		
第1・20分位数	966			921			930		
第1・10分位数	1,030			950			977		
第1・4分位数	1,173			1,040			1,050		
中位数	1,384			1,356			1,271		
時間当たり平均額	1,608			1,425			1,379		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

輸送用機械器具製造業(全労働者)

	元年	2年	3年	4年	5年	対前年比
中位数	1,200	1,290	1,198	1,234	1,295	+61
第1・4分位数	998	1,036	1,003	1,027	1,050	+23
第1・10分位数	921	900	900	950	968	+18
第1・20分位数	870	850	850	899	930	+31
最低賃金額	923	944	944	957	987	+30
未満率	10.0%	14.3%	14.8%	10.7%	12.0%	+1.3
影響率	17.7%	-	19.3%	18.2%		



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額	987円		
未満率		12.0%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	988	14.30	574
2	2	0.20	989	14.30	574
3	3	0.30	990	14.44	579
4	4	0.41	991	14.58	585
5	5	0.51	992	14.58	585
6	6	0.61	993	14.65	588
7	7	0.71	994	14.79	594
8	8	0.81	995	15.69	630
9	9	0.91	996	16.15	648
10	10	1.01	997	16.23	651
11	11	1.11	998	16.38	657
12	12	1.22	999	16.58	665
13	13	1.32	1,000	16.58	665
14	14	1.42	1,001	17.80	714
15	15	1.52	1,002	17.80	714
16	16	1.62	1,003	17.88	717
17	17	1.72	1,004	18.03	724
18	18	1.82	1,005	18.11	727
19	19	1.93	1,006	18.59	746
20	20	2.03	1,007	18.59	746
21	21	2.13	1,008	18.82	755
22	22	2.23	1,009	18.98	762
23	23	2.33	1,010	19.21	771
24	24	2.43	1,011	19.36	777
25	25	2.53	1,012	19.48	782
26	26	2.63	1,013	19.55	785
27	27	2.74	1,014	19.84	796
28	28	2.84	1,015	19.84	796
29	29	2.94	1,016	19.99	802
30	30	3.04	1,017	20.14	808
31	31	3.14	1,018	20.29	814
32	32	3.24	1,019	20.29	814
33	33	3.34	1,020	20.29	814
34	34	3.44	1,021	20.37	818
35	35	3.55	1,022	20.43	820

項番	時 間 額			影 響 率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	3.65	1,023	20.65	829
37	37	3.75	1,024	20.65	829
38	38	3.85	1,025	20.65	829
39	39	3.95	1,026	20.65	829
40	40	4.05	1,027	20.65	829
41	41	4.15	1,028	20.88	838
42	42	4.26	1,029	20.88	838
43	43	4.36	1,030	20.94	840
44	44	4.46	1,031	20.97	842
45	45	4.56	1,032	21.12	848
46	46	4.66	1,033	21.24	853
47	47	4.76	1,034	21.35	857
48	48	4.86	1,035	21.43	860
49	49	4.96	1,036	21.58	866
50	50	5.07	1,037	21.65	869
51	51	5.17	1,038	21.81	875
52	52	5.27	1,039	21.92	880
53	53	5.37	1,040	21.99	883
54	54	5.47	1,041	22.15	889
55	55	5.57	1,042	22.23	892
56	56	5.67	1,043	22.29	895
57	57	5.78	1,044	22.39	899
58	58	5.88	1,045	22.39	899
59	59	5.98	1,046	23.44	941



最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

(令和5年6月)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

【記入上の注意】

- 1. ※欄は記入しないでください。
2. 令和5年6月1日現在（ただし、2の(8)～(14)については実績ではなく、令和5年6月分の見込みの状況を記入して下さい。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、(大線)の中について記入して下さい。
イ. 数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
ロ. ○で囲む場合は、いずれか1つの数字を○のように○で囲んでください。
(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ. 事業主、社長、ロ. 理事、取締役などの役員 ハ. 家族従業員
(注2) 2の(13)については、例えば土曜日など1日の所定労働時間の半分だけ働く場合は0.5日と教えてください。

統計法に基づく一般統計調査
※都道府県番号
※市区町村番号
※産業分類番号
※事業所番号
※対象区分

連絡先 TEL
主要な生産品の名称又は事業の内容(主要とは総売上高の最も多いものをいいます)
記入担当者
法人番号

1. 事業所に関する事項(注)

事業所の労働者数(注1)
(臨時パートを含む)
令和5年6月1日現在
男 人 女 計

2. 労働者に関する事項

【上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。】

Table with columns: 連番, 労働者番号, 性別, 就業形態, 年齢, 勤続年数, 職種又は仕事の内容, 基本給の賃金形態及び6月の基本給額, 6月の所定労働日数, 6月分の諸手当(月額), 1日の所定労働時間数, 事務処理欄

(注) 2枚目以降については、1. 事業所に関する事項欄は記入する必要はありません。